



# 目 次

---

最近の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁

- ・ 都の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- ・ 国の主な報告、答申などの情報・・・・・・・・ 2 頁
- ・ 法律などの動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

## 特集

労働法制の見直しの動き・・・・・・・・・・・・ 5 頁

トピックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 頁

経済の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁

- ・ 国内の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁
- ・ 都内の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 頁

図書館からのお知らせ・・・・・・・・・・・・ 17 頁

# 最近の動き

## 都の動き

9月

高齢者被害特別相談の実施結果を発表（27日、生活文化局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9r200.htm>

(9月20日 高等学校における日本史必修化に関する意見書を提出（28日、教育庁）

~30日) <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9t100.htm>

飲酒運転させないTOKYOキャンペーンを実施（29日、青少年・治安対策本部）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/09/20g9t800.htm>

国歌斉唱義務不存在確認等請求事件の控訴（29日、教育庁）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20ga2100.htm>

10月

都水道局における一体的事業運営体制の構築を方針決定（3日、水道局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20ga3200.htm>

(10月1日 18年夏期 路上生活者概数調査の結果を発表（4日、福祉保健局）

~20日) <http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/10/60ga6100.htm>

オリンピック招致特別委員会を発足（5日）

<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/memberlist/c19c8006.htm>

北朝鮮による核実験実施への抗議について（10日、東京都議会）

<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/iken/protest02.htm>

北朝鮮地下核実験実施の対応を発表（10日、総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20gaa300.htm>

晴海通りが延伸、有明南地区まで全線開通（11日、都市整備局、建設局、港湾局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20gab300.htm>

都営地下鉄の定期券、クレジットカードでの購入可能に（11日、交通局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20gab500.htm>

米国で東京のシティセールス実施を発表（12日、産業労働局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20gad300.htm>

史跡玉川上水保存管理計画の中間報告を発表し、都民意見を募集（16日、水道局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2006/10/22gag100.htm>

東京都市場化テストモデル事業を実施（16日、総務局、財務局、産業労働局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20gag400.htm>

精神医療センター（仮称）の整備計画を策定（16日、病院経営本部）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/10/20gag600.htm>

2004年度 都内の温室効果ガス排出量（暫定値）を公表（17日、環境局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/10/60gah200.htm>



「平成17年度末 鉄道関係の移動円滑化実績等について」

(国土交通省 9月26日)

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則」第7条に基づき鉄軌道事業者から提出された移動円滑化実績等報告書により取りまとめた。

平成17年度末時点で、1日当たりの利用者数が5千人以上の鉄軌道駅(2,771駅)のうち、段差が解消された駅の割合は、約56%となった。

平成16年度末時点では、その割合は約49%であったことから、この1年間で約7ポイント増加した。

また、1日あたりの平均利用者数が5千人以上かつ高低差5m以上の鉄軌道駅(2,231駅)のうち、エレベーターを設置している駅数は、全体の69%(16年度64%)、エスカレーターを設置している駅は、71%(前年度70%)である。

(なお都営地下鉄での同条件のエレベーター設置駅の割合は69%、エスカレーター設置駅の割合は、97%である。)

(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/08/080926.html>)

「平成17年工業統計速報」

(経済産業省 9月29日)

我が国の工業の実態を明らかにするため、毎年、全国の製造事業所を対象に工業統計調査を実施している。

平成17年12月31日現在で実施した工業統計調査結果は、全体の動向として、出荷額は3年連続の増加、輸送用機械、石油・石炭製品等が増加している。

事業所数は、4年連続の減少、従業員数は14年連続の減少となった。

都道府県別の動向としては、事業者数は、すべての都道府県で減少しており、従業員者数は35県で減少している。

東京都も、事業者数44,693(前年比9.9%)で、従業員数429,351(前年比8.1%)、と減少している。

出荷額の大きい県は、愛知県、神奈川県、静岡県、大阪府、埼玉県、兵庫県、千葉県、東京都の順である。

(<http://www.meti.go.jp/statistics/kougyou/2005/sokuho/index.html>)

「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査の結果について」

(人事院 9月29日)

国家公務員の勤務条件等を検討するための基礎資料を得ることを目的として、全国の民間企業のうち、常勤の従業員数が100人以上の企業を対象に調査した。

休業・休暇制度では、住居の滅失・損壊のための休暇制度がある企業割合は、45.3%、自己啓発（修学・研究活動、技術習得、資格取得、語学力の向上）については14.3%、ボランティア活動参加のための制度を有する割合は10.9%となっている。

また、仕事と子育ての両立を支援、推進するための制度（計画）を有する割合は69.7%で、そのうち、男性従業員の育児休業取得促進を目的とした内容がある企業の割合は39.9%となった。

労働時間については、事務・管理職種（部門）がある企業で短時間勤務制を導入しているのは45.5%、育児のために短時間勤務制度を導入しているのは44.5%（「事由を問わず認める」を含む）、介護のために導入している割合は、41.6%（「事由を問わず認める」を含む）などの結果となった。

(<http://www.jinji.go.jp/kisya/0609/mincho.htm>)

「幼児教育振興アクションプログラム」

(文部科学省 10月4日)

幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、国公私立の幼稚園、認定こども園における教育の条件整備を中心とした総合的な行動計画を策定した。

7つの施策の柱をたて、幼稚園・保育所の連携と認定こども園制度の活用促進（関係者がともに参加する研修機会の充実など）希望するすべての幼児に対する充実した幼児教育の提供（学級規模の在り方の検討等）発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実（幼小間の長期派遣研修等）教員の資質及び専門性の向上（幼稚園教諭一種免許状の現所有教員数の2～3割増大を目指すなど）家庭や地域社会の教育力の再生・向上（子育て支援活動・「預かり保育」の推進等）

生涯学習振興施策における教育力の再生・向上（家庭教育支援等）幼児教育を地域で支える基盤等の強化（地域人材の活用等）の取組を示した。

実施期間は、平成18年度から22年度までとし、各都道府県及び市町村は、既に策定されている政策プログラムの活用も図りつつ、地域の実情等を考慮した政策プログラムを策定又は改訂することが望ましいとしている。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/10/06100406/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/10/06100406/001.htm))



法律などの動き

第165回国会の状況

<会期 9月26日～12月15日>

審議されている主な法律

(平成18年10月24日現在)

件名	主管省庁
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案	法務省
少年法等の一部を改正する法律案	法務省
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省
ねんきん事業機構法案	厚生労働省
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案	厚生労働省
信託法案	法務省
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法務省
教育基本法案 <日本国教育基本法案>	文部科学省
<日本国憲法の改正手続に関する法律案> <日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案>	(総務省)
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案	内閣府本府
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	防衛庁
<観光立国推進基本法案>	(国土交通省)
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案	内閣官房
関税暫定措置法の一部を改正する法律案	財務省
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案	外務省
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案	経済産業省
建築士法等の一部を改正する法律案	国土交通省

この他、貸金業規制法改正案、地方分権改革推進法案の提出などが予想される。

〔 は、第163回国会、 は、第164回国会からの継続案件、他は今国会提出案件。  
< > は議員提出議案〕

([http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_gian.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm))

## 特集 労働法制の見直しの動き

このテーマに関する最近の  
新聞記事などを抜粋し、整理して  
特集としてご紹介します。

### 見直しの動き

企業と従業員が労働条件を決める際の基本ルールとなる「労働契約法」の制定に向け、厚生労働省の労働政策審議会が18年4月から本格的な論議を始めた。労働時間や賃金などの最低基準は労働基準法で規定されているが、解雇や出向などに関する一般的なルールを示した法律はなく、判例などを参考にするしかなかった。労働条件を巡る紛争が急増する中、法制化で紛争を減らすとともに、働き方の多様化にも対応する狙いだ。

厚労省は、来年の通常国会への法案提出を目指している。  
(5月9日付 読売新聞より)

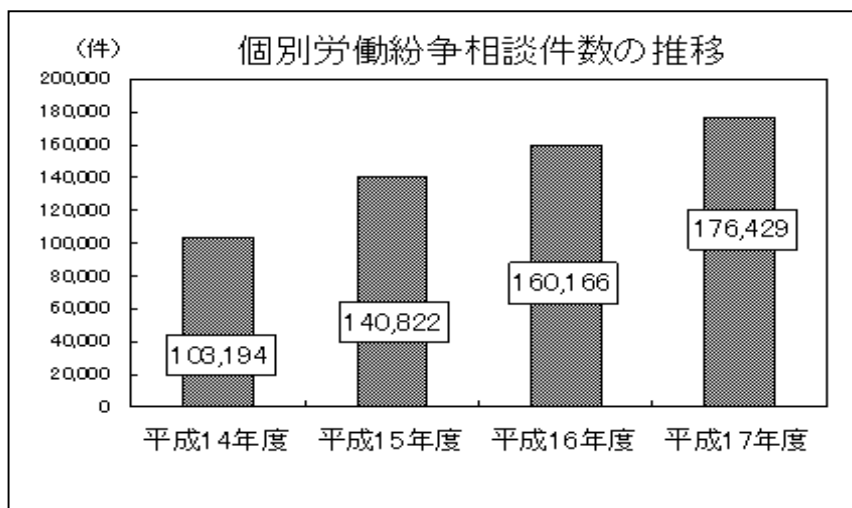
### 見直しの背景としては

#### 増える労働関係のトラブル

バブル崩壊後の相次ぐリストラや終身雇用制度の崩壊で、従業員と会社との間のトラブルは急増している。厚労省によると、同省や出先機関に寄せられた民事上の個別労働紛争の相談件数は14年度の10万3194件から16年度に16万166件と、2年間で約1.5倍に増えた。紛争は企業、従業員ともに時間や費用がかかることが、労働契約法制定の背景となっている。

(5月9日付 読売新聞より)

平成17年度の相談件数は、17万6429件であった。



(厚生労働省 労働政策審議会労働条件分科会 第61回資料より)

## 日本の労働市場に大きな変化

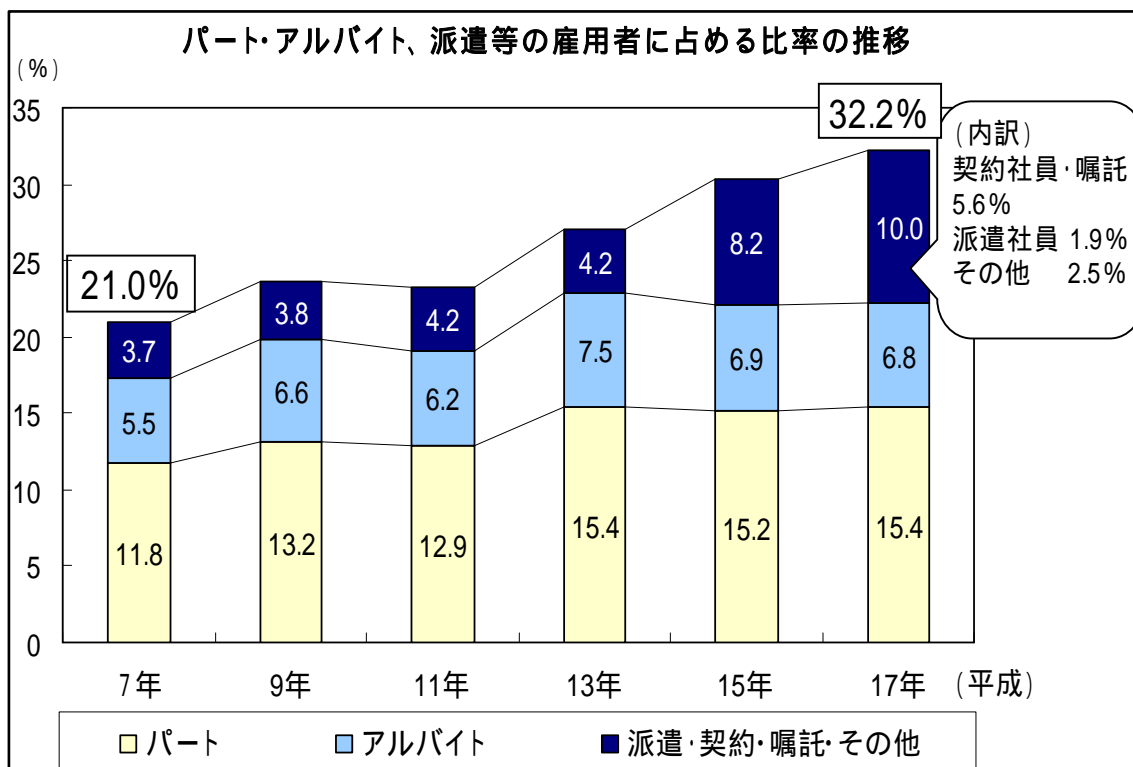
日本の労働市場に大きな変化の波が押し寄せている。1980年代までの高い経済成長を前提に形成された日本的雇用慣行が、90年以降の長期停滞と急速に進展する少子・高齢化社会の下で対応を迫られている。

従来の雇用保障のある正社員を中心とした働き方が崩れ、非正社員の比率が雇用者全体の3割を超えている（中略）。

（1）特定の企業内でしか活用できない技能を長期的に形成することが重要な製造業などの比率の低下と、どの企業にでも通用する一般的な技能が重要な専門的職種の増加という就業構造の変化、（2）年功集団的な人事管理から能力・成果主義を志向した賃金制度など、人事管理の個別化の進展、（3）女性や定年退職後の就業者等、多様な労働者比率の高まりによる就業意識の変化などの要因に基づいている。（中略）

このため、従来の集団的交渉に基づく画一的なものだけでなく、個々の労働者の専門的な能力を生かせるような自律的な働き方に対応した労働契約のあり方が求められている。

（八代尚宏・国際基督教大学教授／内閣府規制改革・民間開放推進会議委員  
9月5日付 毎日エコノミストより）



（厚生労働省 労働政策審議会労働条件分科会 第44回資料より作成）

参考 都の取り組み

産業労働局では、規制等の権限はないが、適正な労働環境の確保のため、各種調査、普及啓発事業を行うほか、労働相談（17年度48,792件）・あっせん（同872件）に積極的に取り組んでいる。また、中小企業に対する専門家の派遣や制度融資などにより、非正規労働者の雇用環境の整備促進に努めている。

労働政策審議会の「検討の視点」

厚生労働省は、本年4月、労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）の労働条件分科会に、「検討の視点」を示し、論議が本格スタートした。

（「検討の視点」の概要）

就業規則など	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 就業規則の変更に関し、従業員の過半数で組織する過半数組合との合意を、個別従業員との合意成立と見なす</li><li>・ 過半数組合のない会社で、「労使委員会」の設置を促す</li></ul>
重要な労働条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 賃金、労働時間などの労働条件変更の際に従業員への書面での明示</li><li>・ 出向や転居を伴う配置転換、転籍の際に従業員への意向の打診や労働条件の書面での明示</li><li>・ 転籍の際に従業員からの個別承諾</li></ul>
解雇	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 解雇に関する一般的なルールや経営不振を理由とする整理解雇に関する判例をルールとして明確化</li><li>・ 裁判で解雇が無効とされても復帰が困難な場合に、金銭などで円満解決できる仕組みの検討</li></ul>
有期労働契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あらかじめ期間を定めて従業員として雇用する有期労働契約の活用に向けたルール明確化</li></ul>
労働時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 年次有給休暇の時間単位での取得</li><li>・ 労働時間を自由に決められる「自律的労働時間制度」の創設（管理・企画部門や専門技術職などのホワイトカラーで、一定水準以上の年収が見込まれる人などを対象）</li></ul>

（5月9日付 読売新聞より作成）



労働条件分科会の論議

日本経団連などの経営側と連合などの労働組合側は、ともに法制化には賛成だが、個別テーマでは意見が異なる。

(5月9日付 読売新聞より)

労働法制見直し		
対立する主な論点		賛成 × 反対
厚労省案	労働側	経営側
<b>解雇の金銭解決</b> 解雇無効判決が出ても、労使の合意があれば雇用関係を金銭で解消	経営者側の解雇権乱用を招きかねず、紛争解決の手段として容認できない	紛争解決の選択肢を広げ、早期解決を可能にする。早急に導入すべきだ
<b>自律的労働時間制度</b> 一定年収以上のホワイトカラー層を、週40時間の法定労働時間の規定からははずす	裁量労働など既存の制度で十分対応可能。長時間労働を助長し、過労死や、心の病などの問題がさらに悪化する。残業代の圧縮を狙ったもの	ホワイトカラー層は労働時間の長短ではなく、成果で評価すべきだ。早期導入を。 多様な働き方が可能になる
<b>割増賃金の引き上げ</b> 一定時間を超える残業代の割増率の最低基準を引き上げ	過労死増加などの要因となる長時間労働を経営側に抑制させるために必要	不要な残業が逆に増し、長時間労働の抑制効果は疑問。 企業の競争力が下がる

(10月6日付 読売新聞から作成)

労働条件分科会は、(6月以降)2か月間の中断を挟み、8月末から、ほぼ週1回の異例のペースで開かれている。年金、医療制度などの改革を一段落させた厚生労働省は、来年を労働法制改革の年と位置付ける。「安倍政権の再チャレンジ政策で、労働問題はこれまで以上に注目されるだろう。この時流に乗って、労働法制の見直しにこぎ着けたい」(同省幹部)と、省のメンツをかけている。

分科会では今後、論点全体を一通り審議した後、労使の主張の溝が深いテーマを改めて議論していく。

(10月6日付 読売新聞より)

## 今後は

### 契約法制定は必要

野川忍・東京学芸大教授（労働法）の話「今、求められているのは、紛争の未然防止。採用や配転、解雇など、基本的な雇用ルールを労使双方に浸透させることが大切だ。そのためには、内容が限定的なものでも、労働契約法の制定は必要だ。小さく作って、大きく育てればいい。ただ、自律的労働時間制度の導入については、もっと議論が必要ではないか」

（10月6日 読売新聞より）

### 大局的見地から審議を

雇用ルールは労使の納得が得られてこそ円滑に運用される。ここは結論を急がず、素案を再検討し、審議項目を大幅に絞るなどの軌道修正が必要だろう。過酷な長時間労働など、一部の職場に問題があることも事実のようだ。どのようなルールが望ましいか、労使も大局的見地から審議を尽くしてもらいたい。

（8月8日付 読売新聞より）

### 多様な労働者ニーズに応える、透明性の高い労働市場のルールの形成を

これまで労働契約に関しては、雇用保障がほぼ無条件に望ましいという暗黙の前提があった。だが、他方で、経済成長の減速とともに、雇用保障の期間が長期化するほど、新規に雇用を求める労働者の中途採用機会は狭まるというトレードオフが強まっている。また、女性就業の増加とともに、従来の終身雇用を前提とした長時間労働や頻繁な配置転換・転勤が大きな負担となる労働者も増えている。そうしたなかで、有期雇用、派遣労働等の多様な労働契約が増え、必ずしも特定の企業に依存しない形での雇用安定の選択肢が広がっている。

競争的な労働市場を前提とすれば、個人の異なるライフサイクルや能力に応じて、多様な雇用機会が均等に保障されるような労働市場を目指す必要性が高まっている。企業の需要独占市場を暗黙の前提として、もっぱら画一的な規制によって労働者の利益を守るという発想ではなく、多様な労働者のニーズに応えた透明性の高い労働市場のルール形成が、企業にとっても労働者にとっても必要とされている。

（八代尚宏 9月5日付 毎日エコノミストより）

### 参考 都道府県議会の動き

労働政策審議会が労働契約の法制についての包括的な法律の策定に向け審議していることについては、大阪府議会（3月）、奈良県議会（6月）及び静岡県議会（10月）が労働法制に関する意見書を国に提出している。

## 偽装請負問題などについて

### 偽装請負

労働者派遣法に触れる偽装請負が、バブル崩壊後、急速に広まった。特に新製品が次々と出て、海外との競争が激しい電機業界などで急増した。

(10月15日付 朝日新聞より)

### 業務請負と人材派遣

ユーザー企業(請負先)にとって、外部社員受け入れの選択肢には、(1)請負会社に業務を委託する業務請負、(2)人材派遣会社から派遣社員を受け入れる労働者派遣の2通りがある。以前は、生産現場(物の製造業務)への労働者派遣はできなかったが、03年の労働者派遣法改正を受け、04年3月以降解禁された。このため、メーカーにとっては選択肢が広がったことになる。

しかし、この二つの形態の間には大きな違いがある。最大の違いは、指揮命令権限がどこにあるかだ。労働者派遣では、指揮命令権限はユーザー企業(派遣先)にあり、派遣社員はユーザー企業で作業指示を受けながら、働くことになる。一方、業務請負では、指揮命令権限は請負会社にあり、ユーザー企業は請負社員を指揮命令することはできない。本来、業務請負とは、請負会社が一定量の業務を委託されているだけであり、生産したものを納入する仕組みであるためだ。

つまり、「偽装請負」は、請負会社は労働者をユーザー企業に送り込んでいて、作業指示などはユーザー企業に任すなど、実態は「労働者派遣」であるのに、形式的に「業務請負」と偽っているものだ。

(9月19日付 毎日エコノミストより)

### 全国初の事業停止命令

労働者派遣・業務請負大手「コラボレート」(本社・大阪市北区)の偽装請負問題で、大阪労働局は3日、同社に労働者派遣法に基づく事業停止命令を出した。偽装請負での事業停止命令は全国初。

停止期間は姫路営業所が4日から1か月間、他の83営業所・工場が同2週間。再発防止などを求める事業改善命令も併せて出した。

処分理由によると、同社姫路営業所は、兵庫県加古川市のメーカー工場で、請負契約を交わして自社の労働者に業務をさせているとしていたが、8月の立ち入り調査で、仕事は工場から指揮・命令を受ける派遣事業の形態で行われていたことが判明。

(10月4日付 読売新聞より)

厚生労働省によると、05年度に全国の労働局が偽装請負の是正指導をした件数は、前年度の1.5倍の974件と過去最高を記録した。生産現場への労働者派遣が可能となった04年3月以降、特に目立っており、厚労省は同4月から全国の労働局に約350人を配置して立ち入り調査を強化している。  
(9月19日付 毎日エコノミストより)

### **偽装出向**

出向契約を装って、外部からの労働者を実質的に派遣状態で働かせる手法。請負契約を装う「偽装請負」と同じく、社会保険の加入確認といった使用者責任を免れることができる。

トラック製造大手の日野自動車が、実態は労働者派遣なのに「偽装出向」で、人材会社から約1100人の労働者を自社工場に受け入れ、働かせていたことがわかった。

東京労働局は職業安定法（労働者供給事業の禁止）に違反するとして指導。これを受けて日野は9月1日、すべての出向労働者を派遣に切り替えた。社会問題化している偽装請負と同様に、使用者責任をあいまいにしたまま、人員調整をしやすくする違法な手法がメーカーに広がっている実態が浮かび上がった。  
(10月6日付 朝日新聞より)

内閣府調査（平成18年9月発表）より

## 調査目的と内容

国や地方公共団体は、様々な公共サービスに「民間にできることは民間に」という視点で、民間の専門知識・技術や創意工夫を活用する取り組みを進めている。また、国民の立場にたった公共サービスの不断の見直しを行い、より良質なサービスを目指している。

内閣府は、国民の意識を今後の施策の参考とするため、「公共サービスの改革」に関する調査を実施した。

## 調査結果の概要

現在の公共サービスについて、満足している人は約28%である一方、約30%の人が「満足していない」結果となった。（表1）

その理由は、窓口の開設時間や手続きの煩雑さ、職員の対応などである。

また、民間が行う公共サービスについて期待することについては、サービス提供時間や場所の拡大に加え、受け手の要望に応じたサービスの提供を求めている。（表2）

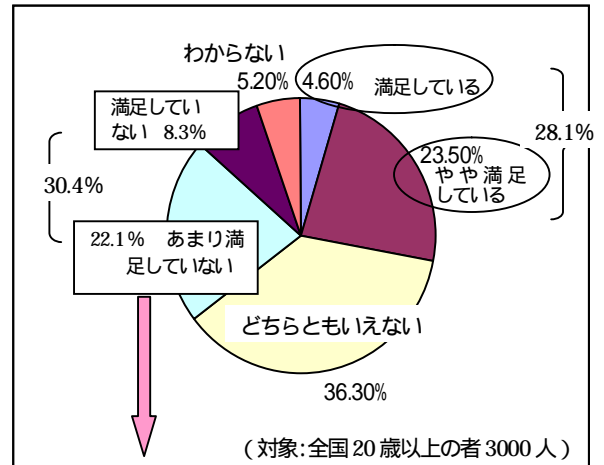
なお、留意して欲しい点としては、「個人情報を守られること」や「サービスの質が低下しないようにすること」などがあげられている。

その他、「市場化テスト」（官民競争入札）を知らない人が86%という結果になった。

市場化テスト：役所と民間企業が対等な立場で競争し、価格と質の面でより優れた方がサービスを提供する。

政府は、9月5日の閣議で「公共サービス改革基本方針」を決定し、国の共通の指針及び官民競争入札等の対象業務（国民年金保険料の徴収、ハローワーク関連事業、統計調査関連の業務、登記関連業務など）を定めた。

表1 公共サービスの満足度

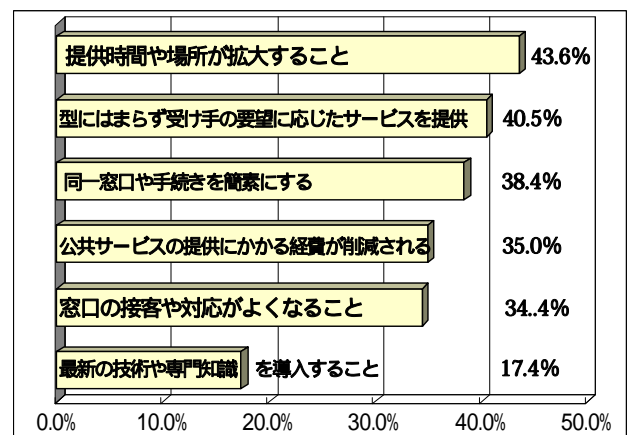


## 公共サービスの満足していない点

- 1 窓口の開設時間が短い等、提供時間が短い
- 2 サービスを利用するための手続きが煩雑である
- 3 窓口等の職員の対応が悪い
- 4 民間企業が提供している同種の方が質がよい等

表2 民間が行う公共サービスについて期待すること

（複数回答あり）



## 民間が公共サービスを行う場合の留意点

- 1 個人情報を守られること
  - 2 公共サービスの質が低下しないようにすること
  - 3 サービス提供の経費が増加しない
  - 4 民間事業者が途中で撤退して事業を中断しないようにすること
- 他

# 経済の動き

## 国内の動き

～内閣府「月例経済報告 平成18年10月12日」(主に8月の状況)による。～

当月は、先月との変更点はなし。

### (我が国経済の基調判断)

「景気は、回復している。」

- ・企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- ・雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- ・個人消費は、このところ伸びが鈍化している。
- ・輸出は、横ばいとなっている。生産は、緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2006/1012getsurei/henkou.pdf>

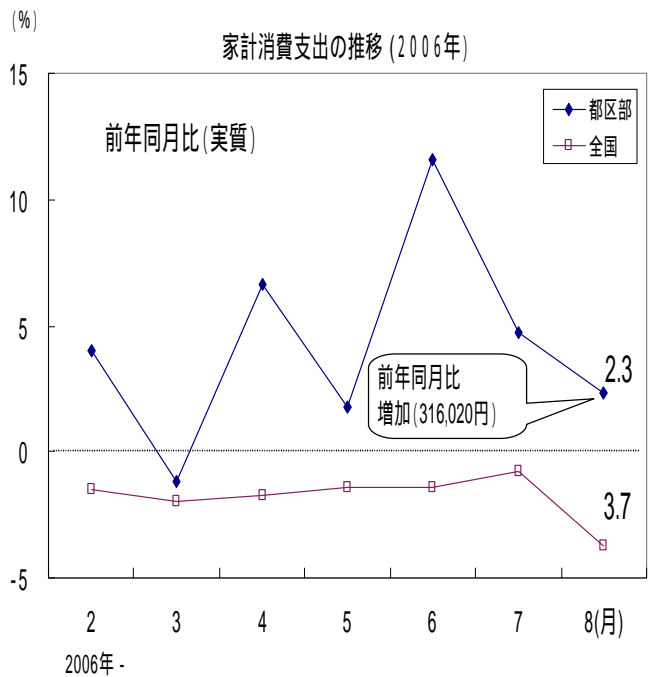
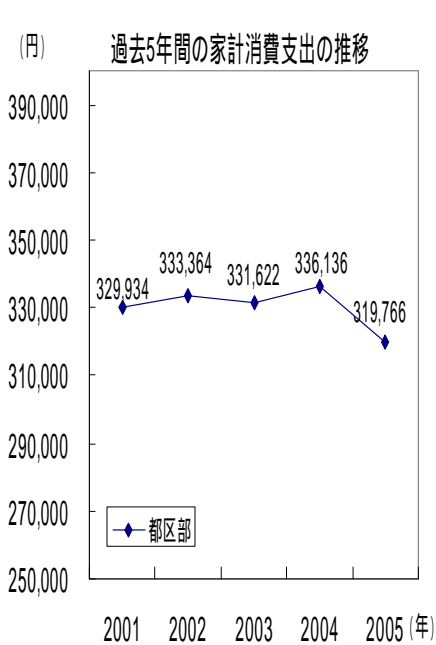
## 都内の動き

主要経済指標（8月を中心とする）について

～ 出典：東京都産業労働局 「産業・雇用就業統計（平成18年10月）」～

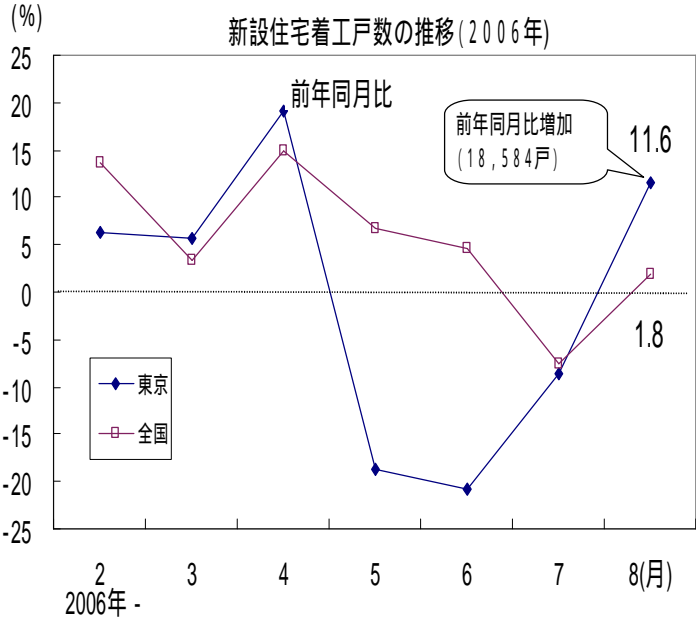
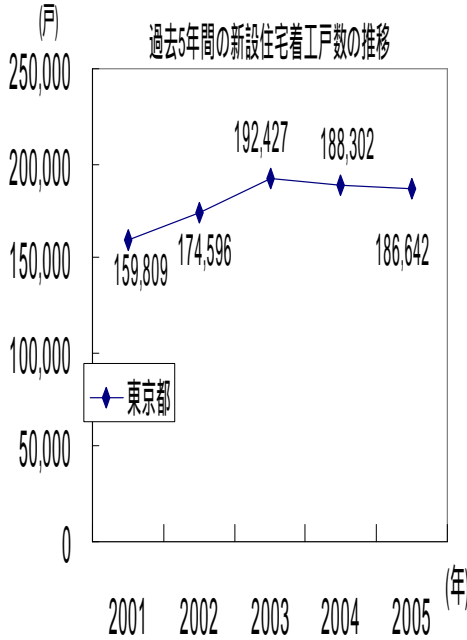
家計消費支出（東京都区部）	8月は、前年同月比で増加した。
新設住宅着工戸数（東京都）	8月は、前年同月比で増加した。
東京都工業指数（東京都）	生産は、2か月ぶりに減少した。
完全失業率（東京都）	4 - 6月は4.1%であった。
有効求人倍率（東京都）	8月は1.62と、7月（1.69）より低下した。

### 家計消費支出は5か月連続の増加（前年同月比）



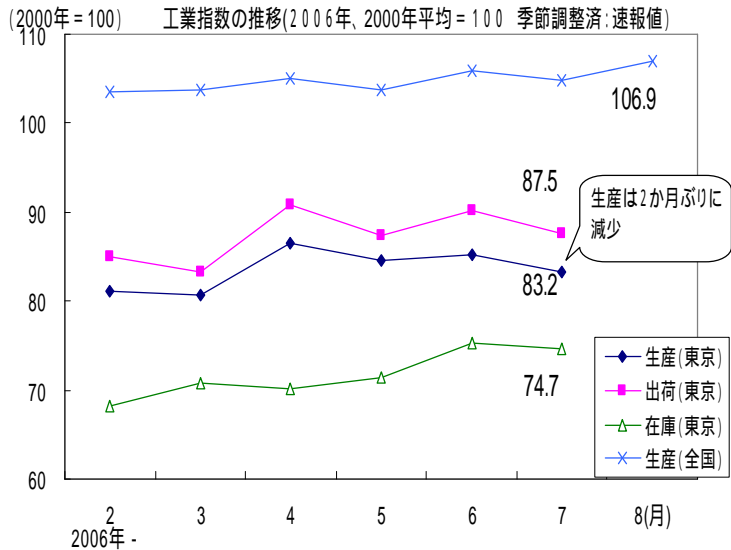
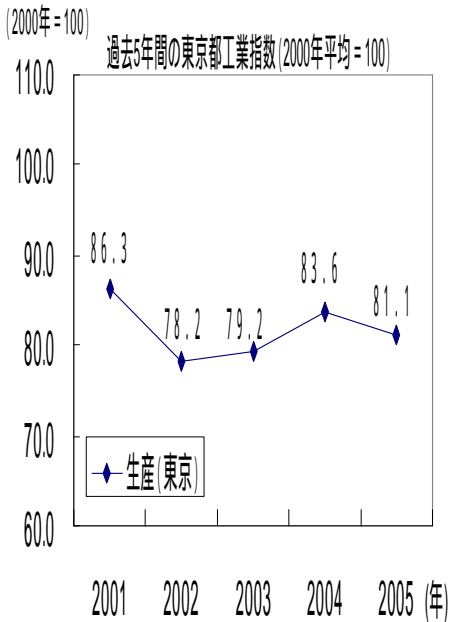
資料 総務省「家計調査」

## 新設住宅着工戸数は4か月ぶりの増加（前年同月比）



資料 国土交通省「建築着工統計調査報告」

## 生産は2か月ぶりの減少

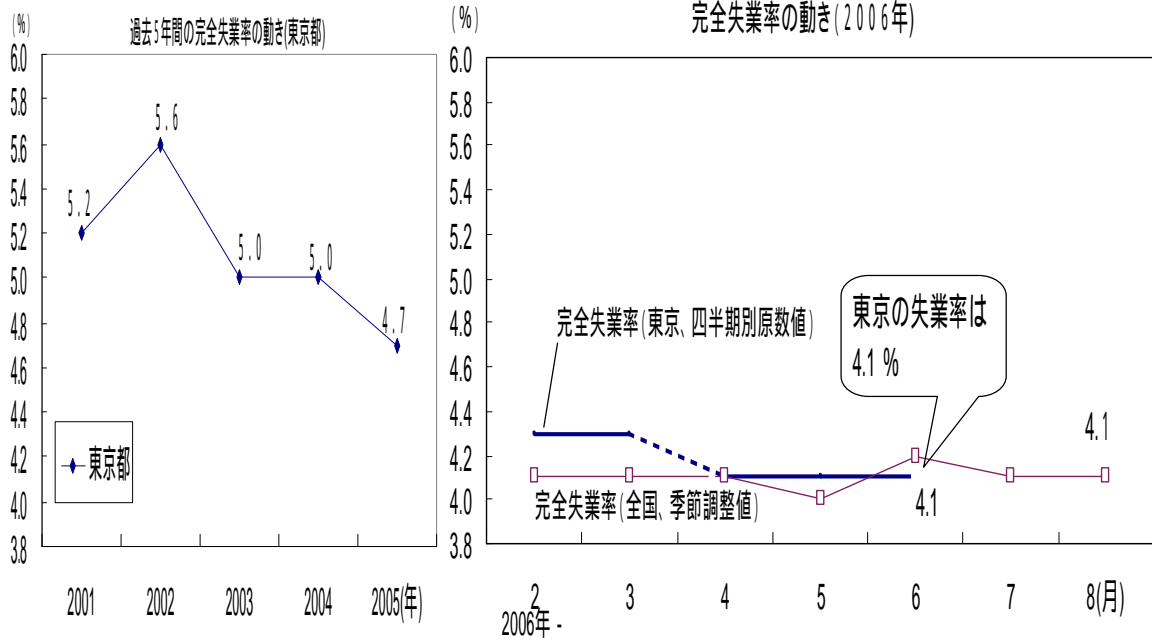


注 全国は鉱工業の指数である。

資料 東京都総務局「東京都工業指数月報」、経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

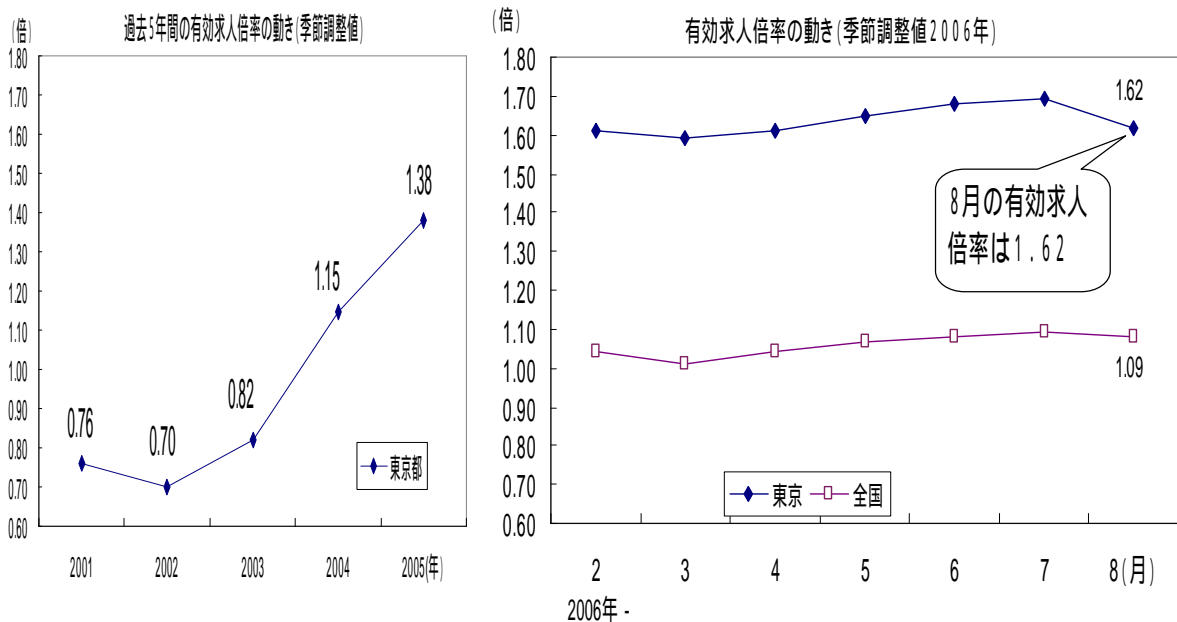


**完全失業率は4.1%**



資料 東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査」

**有効求人倍率は1.62に低下**



資料 厚生労働省、東京労働局「職業安定業務統計」

# 図書館からのお知らせ

図書館の新着図書のなかから、ピックアップしてご紹介いたします。



## 「都心回帰の経済学 集積の利益の実証分析」

編者 八田 達夫  
(日本経済新聞社、2006年)

### 《目次》

- 序章 都市回帰の経済学
- 第1章 大都市の集積の利益
- 第2章 「均衡ある発展」が歪めた日本経済
- 第3章 東京の通勤ラッシュはなぜ緩和したか
- 第4章 集積の利益追求のための空港・港湾機能集中化政策
- 第5章 通勤の時間と疲労費用の測定と混雑料金の導出
- 第6章 丸の内・大手町再開発による通勤疲労コスト増大効果
- 第7章 丸の内・大手町再開発のメリットはコストを上回るか

## 解説

現在、大都市におけるオフィスビルやマンション建設が盛んになっている。しかし、これまでの数多くの景気回復の局面の現象と異なり、今回のものは、人口増加が郊外化の形をとらず都心回帰の兆候がはっきり見えるという。著者は、今回の景気回復は、大都市の都心再生、及びそれと並行した東京・大阪の発展の足かせの除去という法的整備を背景として起きてきたとする。

本書は、都市の存在理由の最大のものは、対面的接触の容易さによる集積の利益であり、大都市への集中こそが経済成長を高めると分析し、論を進める。第1章では、東京の高い生産性の理由を探り、これを都市の就業密度により説明できるとする。第2章では、東京と大阪を比較し、「国土の均衡ある発展」の政策が、経済資源を経済合理性に任せず地方に押しとどめようとしたため、1970年代以降の成長の鈍化を招いた、と論じている。

このほか、本書は、集中による生産性向上の便益と社会的費用等を比較し、集積に伴う混雑の緩和の方法や、都市機能に大きな影響を与える航空路線の再配分について分析と提言を行っている。